



United Nations General Assembly

配布: 一般

2020年12月27日

言語: 日本語

国連総会

Agenda item: エネルギー安全保障と脱炭素社会

Sponsor: Australia, Brazil, Canada, Chile, Germany, Iceland, India, Indonesia, Italy, Japan, Kenya, Kuwait, Libya, Netherlands, New Zealand, Nigeria, Norway, Philippines, Poland, Republic of Korea, Russian Federation, Tanzania, Turkmenistan, Ukraine, United Kingdom, U.S.A.

国連総会は、

2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標」のうち、特に7つ目のターゲット「すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」を想起し、

2050年までに、「パリ協定」に基づいて脱炭素社会を実現する必要があることを世界の122の国と地域が表明していることに満足を示し、

原油価格の乱高下が起こることによって消費国政府や原油を利用する企業の収支を立てにくくしており、産油国政府にとっては原油の信用低下が起きていることを不安に思い、

再生可能エネルギーの普及が化石燃料の輸出に経済や雇用を頼る多くの国の経済力、国力を低下させることを懸念し、

エネルギーが原因とした紛争や国家対立をおこさない新しいフレームワークの構築が必要不可欠であることを確信し、

発展途上国を中心に脱炭素社会を実現するうえで重要な自然エネルギー源を豊富に保有するにも関わらず、資金不足や技術不足が原因で有効に活用できていないことを残念に思い、

発電技術を持つ国が技術を持たない国にエネルギーを輸送するだけでなく、自国の使用電力を自国で賄う持続可能で安定したエネルギーの確保が重要であることを強調し、

これまでに研究開発されてきた再生可能エネルギーの生産技術や、排出した二酸化炭素の回収技術などの成果に満足の意を示し、この研究や開発のさらなる発展と普及には各国の協力が必要であることを重要視し、

各国の経済状況や環境、技術力の有無とエネルギーの生産方法の違いを考慮したうえで、徐々に化石燃料に変わる再生可能エネルギーを生産する必要性を認識し、

1. 全ての国家や、その国家の市民・エネルギー産業従事者に対し、各国政府が再生可能エネルギーの開発と運用の理解を訴える以下の啓発活動を行うことを強く要請する

- a) 二酸化炭素の排出削減と再生可能エネルギー使用の必要性
- b) エネルギー安全保障が確保されていない状況への認識
- c) 脱炭素社会は森林と海洋に吸収される分のみ、または回収可能な分のみ化石燃料と再生可能エネルギーで作るエネルギー体制であるという新たな概念への理解

2. IEA、IRENA、OPEC をまとめた新たな機関を設立し、全ての国が以下のような行動に協力することを強く要請する

- a) 各国の化石燃料と再生可能エネルギー量、再生可能エネルギーの生産技術量などの情報を加盟国内で共有する
- b) 新たな資金を再生可能エネルギーの生産技術の開発に提供する
- c) 全ての国には以下のことを要請する
 - i) 2030年まで石油産出国の先進国が発展途上国へ化石資源を発展途上国の再生可能エネルギーの開発段階的に輸出する
 - ii) 発展途上国の一定の再生可能エネルギーの生産技術の発展を望む
 - iii) 発展途上国は、2030年から2050年までに達成すべき脱炭素社会に向けて行動する
- e) モノカルチャー経済の国が産業の多角化を目指すために、先進国が発展途上国に対し、経済特区を作ることを促す。

3. 石炭や天然ガスを利用するものを含めた火力発電の技術支援及び資金援助のために以下のような機関を作ることを強く主張する；

- a) 資金はライセンス料としてこの機関で共有された技術を民間会社から得ることで賄う：
- b) 先進国には技術共有の見返りとして発展途上国からの貿易上の融通又は人材派遣が実施される：
- c) 上記の融通を必要としない国は資金を機関が直接提供する：
- d) 余剰資金は途上国の技術者を育成するために利用する：
- e) 先進国が発展途上の国に技術者の育成に使用する：

f)この制度を使い発展途上国が削減した二酸化炭素排出量はすべて先進国の実績にもなる：

4. 二国間クレジットを利用した二酸化炭素排出の削減、技術面での人材の育成、技術の共有を推進する；
- 5.貿易協定を結んでいる国との技術支援を呼びかける；
6. 国民の善意による更なる支援の加速を強く支持しする；
- 7.先進国に様々な問題の解決のための支援を要請する；
8. 一人当たり GDP が高い国が国民に対して累進課税制度を導入することを推進する；
- 9.安定的にエネルギーを供給することを支援する機関の参加 要件を緩めるよう要 請する。
10. 様々な国や大学企業がお互いのクリーンエネルギーの技術を共有し、研究ができるように支援する新たな第三者機関を設け、その機関を通して個人でも研 究に投資できるようにする
この場合自費だが、投資や募金による支援を受けることができる。二酸化炭 素を利用または吸収を行う研究を特に推奨する：
- 11.エネルギーの問題に関しては国境の概念をなくし新たに区域を作り広く区域間での再生可能エネルギー：
 - a) エネルギーを自国で賄うことができない国は資金援助や技術の伝達を受け、化石燃料を必要としない再生可能エネルギーなどに切り替えられるようにする：
 - i) 分散型発電制度も利用する；
 - b) 再生可能エネルギーによる発電が困難な国は新たにできた地域の中でエネルギーを共有する：
- 12..2030 年から排出量取引制度をすべて主文 1 で作った区域で行う：
 - a)この時主文 1 で決めた区域で行うため国連 IEA の協力で行うことができる：